

資料1：愛媛県住生活基本計画等策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 「愛媛県住生活基本計画」等の策定に関し、専門的及び総合的な立場から必要な事項を検討するため、愛媛県住生活基本計画等策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項及びその他計画の策定に必要な事項に関し、検討協議し、その結果を知事に報告する。

- (1)住宅政策の基本理念と目標
- (2)推進すべき住宅政策
- (3)住宅施策の推進と成果指標
- (4)公営住宅の有効活用（愛媛県県営住宅長寿命化計画含む）
- (5)高齢者の居住の安定化（愛媛県高齢者居住安定確保計画含む）

(組織)

第3条 策定委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる分野の学識経験者、関係団体代表者等から知事が委嘱する。

- (1)住宅、まちづくり
- (2)経済
- (3)建築生産・流通
- (4)福祉（子育て支援、障がい者福祉、介護サービス）
- (5)環境・省エネ
- (6)男女共同参画

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和4年3月31日までとする。

(委員長)

第5条 策定委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長は委員の互選により定め、副委員長は委員長が指名する。
3 委員長は、策定委員会を代表し、策定委員会の業務を総理する。
4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 策定委員会の会議は、委員長が必要の都度招集し、議長となる。

2 委員長は、必要に応じて策定委員会の会議に委員以外の者を出席させ、その意見を求めることができる。
3 委員は、策定委員会に出席できない場合、自ら指定する者を委員の代理として出席させることができ、又は、書面で意見を提出することができる。

(ワーキンググループ)

- 第7条 策定委員会にワーキンググループ（以下「WG」という。）を置く。
- 2 WGは、策定委員会に付議する議案の審議・調整を行なうほか、委員長の指示する事項を処理する。
 - 3 WGは、別表の職にあるものをもって組織する。
 - 4 班長は、土木部道路都市局建築住宅課主幹の職にある者を充てる。
 - 5 班長は、WGを代表し、WGの業務を総理する。
 - 6 班長に事故あるときは、班員のうち班長が指名した者が職務を代行する。
 - 7 WGの会議は、班長が招集し、これを主宰する。
 - 8 班長は、必要に応じて個別WGの会議に班員以外の者を出席させ、その意見を求めることができる。

(解散)

第8条 策定委員会及びWGは、それぞれその任務が達成されたときに解散する。

(庶務)

第9条 策定委員会、WGの庶務は、土木部道路都市局建築住宅課において処理する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員長は策定委員会の運営に関し、班長は、WGの運営に関し、それぞれ必要な事項を定めることができる。

附 則

この要綱は、令和3年4月30日から施行する。

別表（第7条関係）

役 職	職 名
班 長	土木部 道路都市局 建築住宅課 主幹
班 員	企画振興部 政策企画局 総合政策課 主幹
班 員	企画振興部 政策企画局 地域政策課 主幹
班 員	県民環境部 県民生活局 県民生活課 主幹
班 員	県民環境部 県民生活局 男女参画・県民協働課 主幹
班 員	県民環境部 防災局 防災危機管理課 主幹
班 員	県民環境部 環境局 環境政策課 主幹
班 員	保健福祉部 生きがい推進局 子育て支援課 主幹
班 員	保健福祉部 生きがい推進局 障がい福祉課 主幹
班 員	保健福祉部 生きがい推進局 長寿介護課 主幹
班 員	経済労働部 産業支援局 産業創出課 主幹
班 員	経済労働部 産業支援局 経営支援課 主幹
班 員	農林水産部 森林局 林業政策課 主幹
班 員	土木部 道路都市局 都市計画課 主幹
班 員	警察本部 生活安全部 生活安全企画課 課長補佐

資料2：愛媛県住生活基本計画等策定委員会 委員名簿

(任期：令和4年3月31日まで)

分 野	氏 名	所 属
住宅	曲田 清維	愛媛大学社会連携推進機構 客員教授
まちづくり	前田 真	愛媛大学社会連携推進機構 教授
経済	鈴木 茂	松山大学経済学部 名誉教授
建築生産・流通	近藤 佳代	愛媛県建築士会 理事・女性委員長
福祉 (子育て支援)	村上 明子	NPO 法人とべぽつかぽか 代表理事 愛媛県地域活動連絡協議会 会長
福祉 (障がい者福祉)	河内 修二	愛媛県身体障害者団体連合会 会長 愛媛県障害者連絡協議会 会長
福祉 (介護サービス)	矢川 ひとみ	愛媛県介護支援専門員協会 会長
環境・省エネ	有間 義恒	愛媛県地球温暖化防止活動推進センター センター長
男女共同参画	竹本 道代	えひめ女性財団常務理事 愛媛県男女共同参画センター 館長